クレジットカード引落依頼書兼預金口座振替依頼書

自動払込利用申込書(⑩伽)

私は、九電みらいエナジー㈱から請求された金額を、収納代行会社 します。なお、預金口座振替の場合は、預金口座振替規定を確約し		カード」 または 「預金口座振替」 によって支払いたいので依	頼
収納代行会社 SMBCファイナンスサービス株式会社	クレジットカードの場合	立替日:毎月15日	

収納代行会社	SMBC	ファイナン	 ·スサービス株	式会社	クレジットカードの場合	立替日:毎	月15日		
お申込日	20	年	月	日	口座振替の場合	振替日:毎月23日(金融機関休業日の場合は翌 (払込日)			
ご契約者さる	お名前	フリ _ ガナ				電話番号	_		-

-	いず	れか	⊇ をご記み	くださ	い。												
	ク	ご利	用いただけ	ナるクロ	レジット	・カード	会社	VISA	MasterCard	Jc	B	RICAN Dir	ners Club				
→	レジット	カード 名 義															
	후	カード番号					カ	ード番	号				1	前効 期	限		
	F	有効期限	1	-						! !				月/	年		
	ゆう	金融機関名					.	银行 組		関コード		口座種	別・番号		金融機関お届	副け印	捨 印
	を						****	言用金庫	長所 支店=		普通		1 1	1 1			
>	野 以 外	支店名					C.	本 店 出引支 店	長所 支店=	-	当座						
	会金	口座	フリ ガナ												1		
	融機関	名義人															ゆうちょ銀行 以外のみ
	ゆ	口座	フリ ガナ												ゆうちょ銀行お	届け印	
	ゆうちょ銀	口 座 名義人															
>	よ		種目コ	ード	契約種別コ-	-ド│記号	子(6桁目があ	ある場合は※欄にご言	己入ください)	番	号(右詰め	でご記入・	ください。)		1		
-	報行		1 6	6	3 () 1			0 *	:		:		-			

請求書の郵送 ご希望の場合のみ)を希望する。 て1通108円(税込)	をご負担いた	だきます。>		電気使用量や請 きます。別途、当			
郵送物の 送付先	ご住所	Ŧ	_							
「電気のご使用場所」 以外の場合	宛 名						電話番号	-	-	
(弊社使用欄) お客さま番号	9 9	- O	0 -			-	-			

収納企業使用欄

収納企業名	GMOペイメントゲートウェイ株式会社	料金等の種類電気料金等
契 約 者 番 号	委託者コード	顧客コード
契約者番号	3 0 6 3 6 0 0 1	1 0 0 7 5 4 1 2 5 3 5 8

預金口座振替規定 ゆうちょ銀行払いは除く。

払込先口座番号 00110-5-58830

- 1. 銀行(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金 口座から引き落としのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわ らず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の提出はしません。
- 2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえ
- る利益に対し、 ありません。 この契約を解約するときは、私から銀行(金庫・組合)に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、銀行(金庫・組合)はこの契約が終了したものとして取り扱ってさしつかえありません。
- 4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、銀行(金庫・組合)の責めによる場合を除き、銀行(金庫・組合)には迷惑をかけません。
- ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、不備返却 事由欄の該当項目に〇印をつけて速やかに右記不備返却先へご返送ください。

SMBCファイナンスサービス株式会社 決済ビジネス事務部 〒108-6350 東京都港区三田3-5-27 電話03-5444-1533

払込先加入者名 SMBCファイナンスサービス株式会社

◎書類の流れ お客さま→九電みらいエナジー㈱→収納企業→SMBCファイナンスサービス→金融機関

	(不備返却事由)	検 印	印鑑照合
金融機関使用欄	1. 預金(貯金)取引なし 2. 記載事項等相違 (店名、預金種目、口座番号、)記号番号、口座名義 3. 印鑑相違 4. その他	受付印	